

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年六月二十四日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
太田 光央	桜井市	桜井市大字新屋敷二六八番一及び二七四番・二七五番合併一 桜井市大字大福一三九九番一、 一四三六番、一四三六番一、一 四四二番一、一四四三番一、一 四四四番一、一四四五番一、一 五二四番、一五二五番・一五二 六番合併、一五三三番一、一五 三五番、一五三六番、一五三八 番、一五三九番、一五四四番一、 一五六五番、一五六六番、一五 七一番一、一五七六番一、一五 七七番一及び一五七七番二

二 認可年月日

令和七年六月十六日